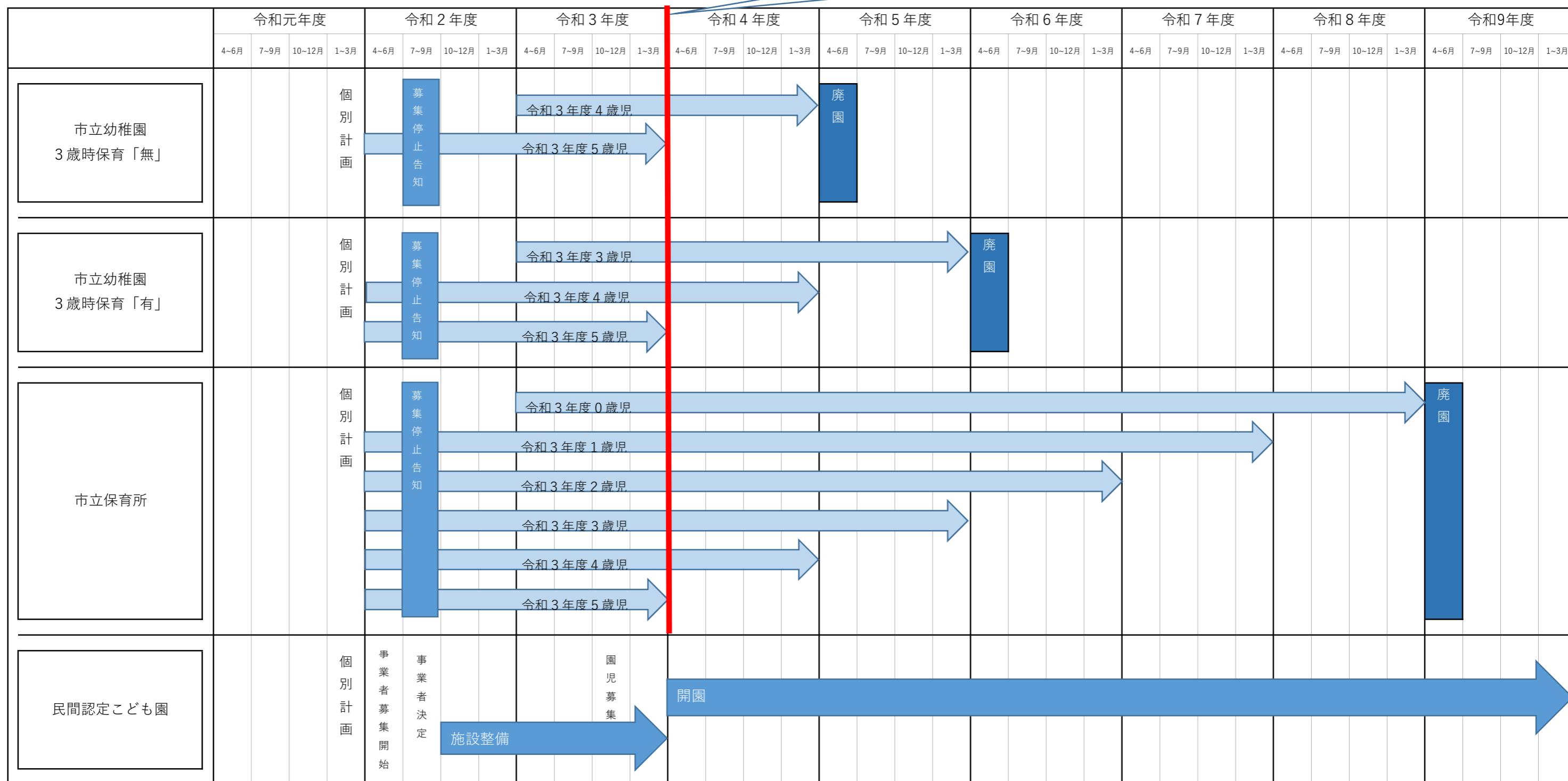


市立幼稚園及び保育所の再編に伴う在園児童の取扱いのイメージ（案）

※令和4年4月に民間認定こども園が開設する場合を例に記載しています。

令和4年度からは新たな入園を行わない



※ 原則、民間事業者による「認定こども園」の整備にあわせ、近隣の市立幼稚園及び保育所は募集停止の上、全ての在園児が卒園後、廃園します（卒園するまでの間、その市立施設を存続させます。）。

※ 個別計画では、民間事業者が新たに認定こども園を整備する地域と、募集停止等を行う市立施設を明記します。

※ 令和2年度に、令和4年度からは新たな入園を行なうこと（募集停止）を告知します。

※ 在園児・待機児童の状況等によっては、廃園時期は変更になる場合があります。

※ 募集停止の告知・廃園は、現時点での検討案であり、今後、個別計画策定までに市としての方針を決めていきます。